

横浜市 ESCO 事業提案募集要項
(特記仕様書)

令和 8 年 8 月

横浜市

横浜市 ESCO 事業提案募集要項（特記仕様書） 目次

1	事業概要	1
(1)	事業名称	1
(2)	対象施設	1
(3)	契約方式	1
2	仕様書等の適用順位	1
3	公募手続き	2
(1)	本事業スケジュール	2
(2)	手続き	2
4	ESCO 事業提案における提示条件	5
(1)	提案の前提条件	5
(2)	提案に関する事項	5
(3)	その他留意事項	6
5	提案書の提出	8
(1)	提出書類	8
(2)	ファイル作成時の注意点	9
(3)	書類作成要領	10
6	事務局	13
7	実施主体	13

【添付資料】

別紙－１：機械設備一覧

別紙－２：改修必須仕様書

別紙－３：ベースライン

別紙－４：施設の運用状況

別紙－５：本市設定単価

別紙－６：施設における各部屋の人員密度（参考）

1 事業概要

(1) 事業名称

市沢地区センターほか1施設 ESCO 事業

(2) 対象施設

本事業の対象施設及び施設概要は表1のとおりです。

表1 対象施設及び施設概要

施設名称	市沢地区センター	上白根コミュニティハウス
所在地	横浜市旭区市沢町9	横浜市旭区上白根町233-6
敷地面積	3,238.68m ²	992.04m ²
建築面積	1,316.50m ²	298.20m ²
延床面積	1,737.42m ²	298.20m ²
主要用途	地区センター	コミュニティハウス
用途区域等	市街化調整区域	調整区域(50/80)
建築構造	RC造 地上2階 地下0階	S造 地上1階 地下0階
しゅん工年	2001年	2009年

(3) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）※

※本事業において、ESCO事業者の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が負担します。事業者は、ESCO設備を設計・施工し、工事完成後に本市に引渡しを行い、契約期間中、設備の運転管理及び維持管理に関する助言、省エネルギー効果の計測検証・保証のサービスを行います。

2 仕様書等の適用順位

本市より提示する資料の適用順位は、表2のとおりとします。

表2 仕様書及び配布資料等の適用順位

仕様書及び配布資料等	順位
質問回答書	1
横浜市 ESCO 事業提案募集要項（特記仕様書）	2
横浜市 ESCO 事業提案募集要項（共通仕様書）	3
横浜市 ESCO 事業提案審査要領	4
別紙1～6	5
その他、事業完遂に必要な資料等	6

3 公募手続き

(1) 本事業スケジュール

表3のとおりです。

表3 本事業のスケジュール（予定）

内容	日程
① 事業に関する質問受付	令和8年 8 月 21 日 から 8 月 28 日
② 事業に関する質問回答	受付終了の約1週間後
③ ウォークスルー調査申込書受付	9 月 1 日 から 9 月 7 日
④ ウォークスルー調査	9 月 24 日 から 10 月 2 日
⑤ ウォークスルー調査に関する質問受付	ウォークスルー実施日 から 10 月 9 日
⑥ ウォークスルー調査に関する質問回答	受付終了の約1週間後
⑦ 参加表明書受付	10 月 19 日 から 10 月 21 日
⑧ 提案書の受付	11 月 16 日 から 11 月 19 日
⑨ プレゼンテーション	12 月 上旬
⑩ 最優秀提案事業者選出	12 月 下旬
⑪ 詳細診断	最優秀提案事業者選出から契約締結までの期間
⑫ 予算の市会承認	令和9年 3 月
⑬ 補助金申請 ※	令和9年度
⑭ 契約	令和9年 5 月
⑮ 設計・工事	令和10年 3 月 31 日 まで
⑯ サービス期間	4 月 1 日 から
⑰ サービス期間終了	令和13年 3 月 31 日 まで

※補助金を取得する場合は、補助金の交付決定後に契約を締結します。契約時期は本市との協議となります。

(2) 手続き

各様式に従い必要事項を記入し、事務局メールアドレス宛に送付してください。受信後から受付期間終了の翌日（終了が金曜日の場合は翌月曜日）までに事務局より返信します。返信が無い場合はご連絡ください。

ア 事業に関する質問受付・回答

質問は様式1を使用してください。

各施設へ直接問い合わせることはお止めください。

(ア) 受付期間

令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）15時まで

(イ) 回答

受付期間終了の約1週間後に本市ウェブページに公表します。

イ ウォークスルー調査

参加表明書提出を検討するための施設の現地調査を実施します。申込みは様式2を使用してく

ださい。

(ア) 日程

令和8年9月24日(木)から令和8年10月2日(金)までの平日で、1グループにつき施設毎に1回実施できます。申込みの早いグループの希望日を優先し調査日を決定します。

(イ) 集合場所

市沢地区センター、上白根コミュニティハウス

(ウ) 申込み受付期間

令和8年9月1日(火)から令和8年9月7日(月)15時まで

(エ) 詳細連絡

令和8年9月8日(火)にウォークスルー調査の詳細を連絡します。

(オ) その他

ウォークスルー参加者は、必要最小限の人数でご参加ください。また、ウォークスルー調査申込書の提出順に既存施設に関する図面や施設要望等の資料を提供します。なお、ウォークスルー未参加の応募者に対しては参加表明書の提出順に図面や施設要望等の資料を配布します。

ウ ウォークスルー調査に関する質問受付・回答

質問は様式1を使用してください。

(ア) 受付期間

ウォークスルー実施日から令和8年10月9日(金)15時まで

(イ) 回答

受付期間終了の約1週間後に本市ウェブページに公表します。

エ 参加表明書の受付

参加表明は様式3を使用してください。

(ア) 受付期間

令和8年10月19日(月)から令和8年10月21日(水)15時まで

(イ) 提案要請番号

令和8年10月23日(金)に提案要請番号を通知します。

なお提案要請番号はランダムに割り当てます。

オ 提案書の受付

8ページの表4に示す提案書を作成し、持参又は郵送で提出してください。持参の場合は事前に事務局と日程調整してください。郵送の場合は下記期間内必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送してください。

(ア) 受付期間

令和8年11月16日(月)から令和8年11月19日(木)15時まで

(イ) 提出場所

事務局(最終ページ参照)

カ 参加を辞退する場合

提案辞退は様式5を使用してください。

(ア) 受付締切り

令和8年11月13日（金）15時まで

キ プレゼンテーションの実施

提案書に基づいたプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーション後に質疑応答を実施します。

(ア) 日程

令和8年12月上旬

(イ) 集合場所等

別途連絡します。

ク 審査結果の通知及び公表

(ア) 審査の結果は、応募者に文書で通知します。

(イ) 電話等による問い合わせには応じません。

(ウ) 審査結果に対する異議を申立てることはできません。

(エ) 審査結果は本市のウェブページで公表します。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kokyokenchiku/carbon_neutral/ESCO/esco.html

4 ESCO 事業提案における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成するものとします。

(1) 提案の前提条件

ア ESCO 事業期間については、以下のとおりです。

(ア) 改修工事期間は ESCO 事業契約を締結した日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

(イ) ESCO サービス期間に実施する省エネ ESCO サービス（運転・維持管理の助言、計測・検証等）の期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

イ 既存建築物の仕様を踏まえて「市沢地区センター」及び「上白根コミュニティハウス」のいずれの施設でも ZEB シリーズ（『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready）のうち、いずれかの認証を取得できる提案をしてください。

ウ 別紙－2 のとおり、本市が指定する改修必須の設備を更新するものとします。

エ 本事業のベースラインは別紙－3 のとおりです。

オ ESCO サービス料（2 施設を合わせた金額）については、以下のとおりです。

(ア) 改修工事等 ESCO サービス料（設計・施工・監理等）

202,000,000 円（税込み）を限度額とし、工事完了後に全額を支払います。

なお、限度額までは、改修必須設備以外の改修提案に活用できるものとします。

(イ) 省エネ ESCO サービス料（運転・維持管理の助言、計測・検証等）

応募者の提案によるものとします。ただし、自らが提案する各施設の省エネルギー改修に伴う光熱水費削減額の範囲内で、各施設それぞれサービス料の金額を設定してください。

カ 補助金を取得しないで事業が成立する提案を提出してください。

ただし、補助金を取得する提案をした場合は、別に定める審査要領の ESCO 事業提案審査評価項目「7 補助金の活用」で評価します。また、補助金取得の有無によって、上記改修工事等 ESCO サービス料（設計・施工・監理等）の限度額が変わることはありません。

(2) 提案に関する事項

ア 省エネルギー率の最低制限については設けませんが、各施設 ZEB Ready 以上（BEI が 0.5 以下）を満たすことを条件とします。

イ 提案にあたっては、その目的や機能等が同等以上であれば、システム全体の見直しを含め、応募者のノウハウを活かした独自の提案を行うことができます。設備システムの見直しを行う場合、不要となる既存設備機器は撤去及び処分してください。

ウ 原則、設備の改修のみで施設の ZEB 化を達成する提案としてください。ただし、サッシや断熱の改修などにより、より上位の ZEB 認証を取得する場合は実施しても構いません。

エ 外皮性能の向上、各部屋の人員密度の見直しによる必要外気導入量の低減及びそれらに伴う設備機器のダウンサイジング等について、積極的に検討してください。ただし、施設のエアバランスの大きな乱れや快適性を著しく損なわないよう配慮してください。

オ 市沢地区センター及び上白根コミュニティハウスの照明器具は既に LED 化済みです。

照明器具の LED 化そのものは省エネ手法として提案できませんが、ZEB の達成に向けて既存の照明器具に制御を追加して導入する手法は提案することができます。

カ 施設運用状況は別紙４のとおりです。

キ 施設における施工の条件は、以下のとおりです。

(ア) 工事に伴い以下の連続した期間（土日祝含む）で施設を休館して施工することが可能です。

施設	休館期間	備考
市沢地区センター	2か月間	令和９年１２月～令和１０年２月の間で設定可能
上白根コミュニティハウス	４週間	令和９年１１月１０日～令和９年１２月１０日の間、 もしくは、 令和９年１２月１５日～令和１０年１月２１日の間で 設定可能

(イ) 上記の休館期間及び施設で決められた休館日以外に休館日を確保することはできません。

休館日以外で施工する場合は、施設を稼働しながらの工事となるため、施設管理者および施設利用者に極力影響のない施工を提案してください。

ただし、日ごとの施設の利用状況等を踏まえ部分的に連日での工事対応が可能になる場合があります。各施設の運営状況によるため、優先交渉権者決定後、施設管理者との協議になります。

(3) その他留意事項

ア 現在、施設は空調設備等の保守点検を専門業者と契約して行っています。ESCO設備の引き渡し後も、当該設備（ESCO設備となった場合も含む）の保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮してください。

イ エネルギー供給事業者を指定する提案は禁止します。

ウ 本市は地方自治法第 214 条に基づき債務負担行為を設定し、改修工事等 ESCO サービス料は工事完成後に一括して支払い、省エネ ESCO サービス料は ESCO サービス期間中に毎年度支払うものとしします。

エ 設計・施工に関しては次に示す留意点を考慮した提案としてください。

(ア) 提案にあたっては、施設の運営に支障のない提案としてください。事業で導入する設備についてはもちろんのこと、既存設備についても適切な運転が行える仕様としてください。

(イ) 設計・施工は本市の機械設備工事施工マニュアル、電気設備工事施工マニュアル、機械設備工事特則仕様書、電気設備工事特則仕様書及び建築工事特則仕様書に準拠してください。

(ウ) 機器の更新により既存より荷重が重くなる場合は、荷重計算、構造計算により安全性を確認してください。

(エ) 天井内に新たに設置する機器や配管、ダクト等が、既存の配管及びダクト等に干渉しないよう調査のうえ計画を立ててから施工してください。また、機器のメンテナンスの際にフィルター等を容易に取り出せるよう、機器の設置場所や点検口の位置に配慮してください。

(オ) 騒音・振動の発生の予想される工法及び機器等の設置については、減音対策及び防振対策を適切に講じてください。

(カ) 事業全体を通して、ESCO 設備の導入における CO₂ 排出量について十分配慮をしてください。

- (キ) 施工のために天井改修等が必要となる場合は、可能な限り既存と同等または近い材料を使用し、既存の天井との色目の違いが生じないように体裁に配慮してください。
 - (ク) 使用する材料は原則グリーン購入法によるものとし、電線類はエコケーブル（EM 電線）を使用してください。
 - (ケ) 屋外で使用する機器、材料類は耐食性、耐候性のあるものを使用してください。
 - (コ) 屋外に新たに機器を設置する場合は、建物の外観を極力損なわないよう配慮してください。
 - (サ) 施設の使い勝手を考慮した改修内容としてください。
 - (シ) インバータの導入をする際は、当該機器にバックアップ機器がある場合を除き、インバータ故障時でも運用可能な回路としてください。また、高調波について検討し、必要があれば対策を行ってください。
 - (ス) 当該工事によって不要となる機器本体、基礎ボルト、機器に付随する制御盤、配管類、支持架台、配線、センサー、スイッチ等はすべて撤去及び処分してください（やむを得ず残置される場合、配管及び電気配線等の端末処理を行った上で、残置されていることがわかるように図面等の資料に情報を記載してください。）。
- オ 再生可能エネルギーを利用した発電設備及びそれに付随する設備を新設する場合は、次の事項に留意してください。
- (ア) 屋上又は屋根への太陽光パネルの設置にあたっては、既存の防水機能等を損なうことがないように配慮してください。また、耐荷重および風荷重等に関して十分に検討を行ってください。
 - (イ) 発電した電力は原則、全量自家消費ができる提案としますが、余剰電力の売電についての提案を行っていただいてもかまいません。なお、売電の実施については、施設所管者の判断によります。
 - (ウ) 様式 4-4 において、再生可能エネルギーの活用による効果は光熱水費削減及び二酸化炭素排出量削減に加算するものとし、省エネルギー効果には加算しないものとします。
ただし、施設の使用消費電力を上回った際の余剰電力については、光熱水費削減及び二酸化炭素排出量削減にも加算しません。
 - (エ) 消費電力量に別紙 5 に記載の「1 電気」の単価を乗じた金額を光熱水費削減額として計算してください。
 - (オ) 発電した電力のうち、施設で使用した電力を計測できる提案としてください。なお、蓄電池を設置する場合、充放電による往復効率に伴う電力のロスについては、施設で使用した電力に含みません。
 - (カ) 再生可能エネルギーの提案において、天候等の影響で目標が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担してください。
 - (キ) 再生可能エネルギーの定義は、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス、その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギーとします。
 - (ク) 再生可能エネルギーによって電気以外のガス、水道の光熱水費削減額が生じる場合も単価は別紙 5 のとおりとします。
- カ 法令を遵守した提案としてください。

5 提案書の提出

(1) 提出書類

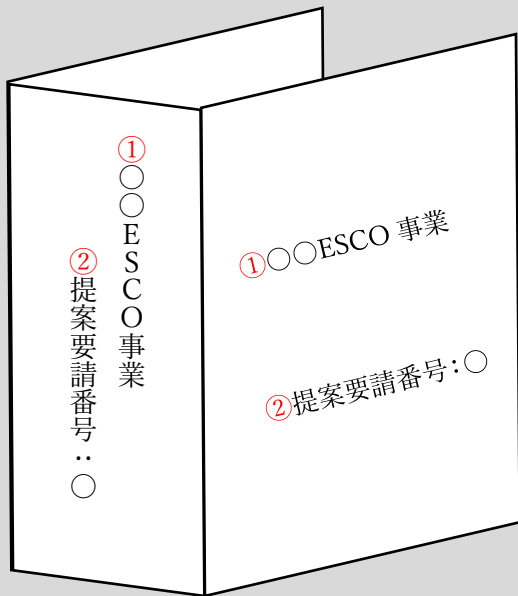
提案書は表4に示す提出書類で構成します。

表4 提出書類リスト

書類符号	名称	様式	紙提出	電子データ
—	提案書チェックリスト	—	○	—
—	提案書提出届	4	○	○
①	資格審査書類			
	1. グループ構成表 ※単独参加では不要	4-1	○	○
	2. 企業状況表（各企業ごと）	4-2	○	○
	3. 有資格技術職員内訳表（各企業ごと）	4-3	○	○
②	技術提案書類			
	1. 提案概要書	4-4	○	○
	2. 省エネルギー手法概要書	4-5-1 4-5-2	○	○
	3. 想定導入設備機器表	4-6-1 4-6-2	○	○
	4. ZEB 認証提案書	4-7	○	○
	5. 「外皮・設備仕様入力シート」及び「判定結果」	—	—	○
	事業資金計画書類			
③	1. ESCO 事業収支計画表	4-8	○	○
	2. 改修工事等 ESCO サービス料内訳書	4-9 4-9-1 4-9-2	○	○
	3. 省エネ ESCO サービス料内訳書	4-10	○	○
	4. 補助金関係提案書	4-11	○	○
④	その他			
	1. 施工計画提案書	4-12	○	○
	2. 工事工程表	4-13	○	○
	3. 主要機器等の配置計画図	4-14	○	○
	4. 環境対策計画書	4-15	○	○
	5. 運転管理指針提案書	4-16	○	○
	6. 設備維持管理計画書	4-17-1 4-17-2	○	○
	7. 計測・検証方法提案書	4-18	○	○
	8. 市内中小企業活用計画書	4-19	○	○
	9. 建設役割の評価（点数）資料	—	—	○
	10. 改修 ZEB の実績資料	—	—	○

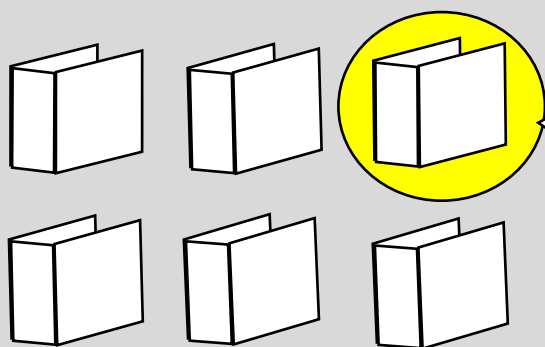
(2) ファイル作成時の注意点

次の図に示す点に注意して作成してください。



●ファイル作成の注意点

- ・1部につき1冊のファイルにまとめてください。
- ・表紙及び背表紙に
 - ① 事業名称
 - ② 提案要請番号をそれぞれ記載してください。
- ・会社名等の応募者を特定できる表示は使用してはいけません。
- ・6部作成し、提出してください。



6部の内、代表して1部に次の書類を添付してください。

提案書チェックリスト

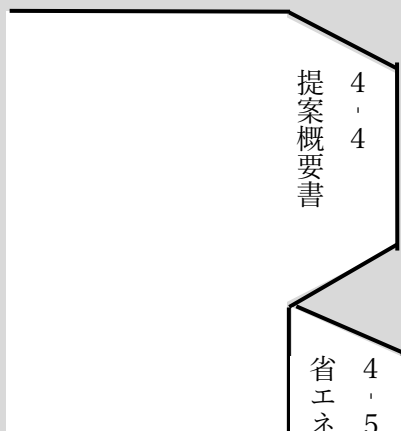
様式 4

様式 4 - 1

様式 4 - 2

様式 4 - 3

ほか5部へは添付不要（インデックスも不要）です。



●インデックス作成の注意点

- ・各様式の先頭にインデックスを挿入してください。
- ・省略することなく、様式番号及び書類名称を記載してください。

(3) 書類作成要領

ア 一般的事項

- (ア) 言語は日本語を使用してください。
- (イ) 通貨は日本国通貨を使用してください。
- (ウ) 単位は計量法に準拠してください。
- (エ) 横書きでMS 明朝体 10.5 ポイントを使用してください。
- (オ) 各ページの右下に、提案要請番号を記載してください。会社名、住所、氏名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示は一切してはなりません。
- (カ) 各ページの中央下に、ページ番号を記載してください。
- (キ) 金額は原則税込み金額を記載してください。
- (ク) 設備導入による人件費の削減については、提案することにとどめ、光熱水費削減効果には含めないものとします。
- (ケ) エネルギー及び二酸化炭素排出量の計算は、表5に示す係数を使用してください。（エネルギー消費性能計算プログラムにおけるエネルギーの計算を除く。）

表5 換算係数

	一次エネルギー	二酸化炭素排出量
電気	8.64 MJ/kWh (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(令和8年4月1日施行)第4条第3項第2号より)	0.418 kg-CO ₂ /kWh (調整後排出係数) (令和8年8月7日、東京電力エナジーパートナー(株)公表値(速報値))
都市ガス(13A)	45 MJ/Nm ³ (摂氏0℃、1気圧) (令和6年6月26日現在、東京ガス(株)ウェブページより)	2.09 kg-CO ₂ /m ³ (計測時体積における基礎排出係数) (令和8年6月30日現在、環境省ウェブページより)

- (コ) 各種料金は別紙5に定める本市設定単価を使用し、省エネルギー手法ごとに基本料金及び従量料金を別々に算出し、それぞれ表示してください。
- (サ) 各種計算は計算結果を小数点第一位で四捨五入した整数とし、一の位まで正確に入力してください。ただし、計算結果が1に満たない場合は小数点第3位まで入力してください。
- (シ) 様式に単位が記載されているものは、その単位に準拠してください。

イ 提案書

(ア) 資格審査書類

a グループ構成表(様式4-1、グループ参加の場合のみ提出)

応募者すべてを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割、その他役割(分担名を記載のこと))を明確にしてください。

b 企業状況表(様式4-2)

様式に従い記載してください。グループの場合、一社ごとに作成してください。

c 有資格技術職員内訳表(様式4-3)

様式に従い最新の情報を記載してください。グループの場合、一社ごとに作成してください。

(イ) 技術提案書類

a 提案概要書（様式 4-4）

本事業で提案する ESCO 設備の概要及び特徴、省エネルギー手法、省エネルギー値（削減一次消費エネルギー量）、光熱水費及び二酸化炭素排出の削減効果、本市の利益、達成見込みの ZEB ランク等について記載してください。

b 省エネルギー手法概要書（様式 4-5-1、4-5-2）

(a) 提案する省エネルギー手法ごとに、既設と更新後の設備システムの比較、省エネルギー手法の内容及びシステムの説明、提案する設備システムの優れている点や工夫について記載してください。

(b) 省エネルギー手法ごとに、年間のエネルギー削減量、光熱水費削減額、改修費について記載してください。記載するエネルギー削減量の根拠について省エネ計算が明確となるよう資料を作成してそれぞれの様式に添付してください。

(c) 省エネ計算にあたっては、既存設備のスペックと導入予定設備のスペックを比較するなどし、差分を削減エネルギー量とします。運転時間については、別紙 4 を参照してください。

(d) 再生可能エネルギーを利用した提案の手法についても当該様式を用いてください。

設備の能力や設置場所、設置方法を示してください。また、省エネ計算書と同様に削減効果の根拠を示してください。

c 想定導入設備機器（様式 4-6-1、4-6-2）

事業で導入を提案する ESCO 設備について全て記載してください。

なお、改修必須機器と任意機器（改修必須機器を除いた既設機器）を分けて記載してください。

d ZEB 認証提案書（様式 4-7）

達成を目指す ZEB の詳細について必要事項を記載してください。

試算方法は「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）『標準入力法』」（本事業公募開始時点における最新版）を用いることとし、入力に用いた「外皮・設備仕様入力シート」及び「判定結果」を一式、電子データで提出してください。

(ウ) 事業資金計画書類

a ESCO 事業収支計画表（様式 4-8）

提案する ESCO 事業契約期間中の収支計画を記載してください。

b 改修工事等 ESCO サービス料内訳書（様式 4-9、4-9-1、4-9-2）

ESCO 設備における改修工事等サービス（設計・施工・監理等）の費用を記入してください。特に工事金額については内訳書を作成してください。

c 省エネ ESCO サービス料内訳書（様式 4-10）

サービス期間中における省エネ ESCO サービス料（運転・維持管理の助言、計測・検証等）の費用を記載してください。

d 補助金関係提案書（様式 4-11）

本事業に取得を見込める補助金について、必要事項を記載してください。

(エ) その他

a 施工計画提案書（様式 4-12）

ESCO 設備の導入に係る施工計画として、施工の基本方針、作業体制、工程管理、機器の搬入計画、品質管理、安全管理、施設運営及び施設要望への配慮等について記載してください。

b 工事工程表（様式 4-13）

契約から工事完成引渡しまでの具体的な工事工程について、施工条件、工事範囲、切替工事、停電作業等の必要性、試運転調整等に留意して表を用いて示してください。

c 主要機器等の配置計画図（様式 4-14）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既備設備との取り合い計画等について示してください。

d 環境対策計画書（様式 4-15）

ESCO 設備の導入における NO_x ・ CO_2 、騒音・振動、廃棄物リサイクル、高調波等の環境対策に係る配慮について記載してください。

e 運転管理指針提案書（様式 4-16）

運転管理指針の作成方針、ESCO 設備と本市の既設設備に関する適切な運転管理の考え方、本市への ESCO 事業者の関わり方等について記載してください。

f 設備維持管理計画書（様式 4-17-1、4-17-2）

ESCO 設備と本市の既設設備に関する適切な維持管理の考え方、本市への ESCO 事業者の関わり方等について記載してください。

また、本市が負担する 15 年間で想定される ESCO 設備に係る維持管理（点検、整備、消耗品の交換・補充等）の内容、頻度及び費用を記載してください。

g 計測・検証方法提案書（様式 4-18）

提案により示した省エネルギー手法による光熱水費削減予定額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を示してください。

h 市内中小企業活用計画書（様式 4-19）

本事業における市内中小企業の活用割合、市内中小企業の活用や選定にかかる方針や計画、過去に同種事業や工事において市内企業を採用した実績等について記載してください。

i 建設役割の評価（点数）資料

該当する資料がある場合は、電子データで提出してください。該当する資料とは公募開始日を基準とし、過去 2 年間の同一登録工種に係る工事で、本市の工事成績評定点が 80 点以上の「工事完成検査結果通知書の写し」とします。

j 改修 ZEB の実績資料

事業役割もしくは構成員のいずれかが、過去 5 年間でプランニング及び工事施工において、既存建築物の ZEB 化の実績がある場合は、実績を証明できる資料を提出してください。

(オ) 提案プレゼンテーションに係る電子データ

a 作成要領

提案書の概要をまとめた発表資料を次の事項を満たした内容で作成し、電子データを提

出して下さい。

- (a) 提案内容について
- (b) 施工計画について
- (c) 維持管理、計測・検証について
- (d) その他

b 作成に当たっての厳守事項は、次のとおりです。

- (a) この資料を基に、20 分以内で概要を的確に説明できることとします。
- (b) 会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないようにしてください。
- (c) (株)マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント 2016」に互換性があり、表示可能な電子データで作成してください。
- (d) 音声は入れないでください。
- (e) 提出後の差替えは誤字・脱字・表示不全の修正以外原則として認めません。

c 電子データ提出方法

各自が用意した光ディスク（DVD-R または CD-R）に収録し、技術提案書と共に提出して下さい。提出された光ディスクは返却しません。

d 発表当日

発表時間は 20 分以内、質疑応答は 15 分程度とします。

e 電子データの取り扱いについて

電子データは、審査委員会において、提案概要説明を応募者が行う際の発表資料として使用します。

6 事務局

本 ESCO 事業提案募集に係る事務局は、次のとおりです。

横浜市 建築局 公共建築部 保全推進課 省エネ担当

住所 231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 25 階

TEL 045-671-3996

MAIL kc-syouene3esco@city.yokohama.lg.jp

※質問は指定した日時、様式にて受け付けています。個別の問い合わせには回答いたしませんので
ご了承ください。

7 実施主体

本 ESCO 事業の実施主体は、次のとおりです。

横浜市 市民局 区政支援部 地域施設課

住所 231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 12 階